

令和8年度アジアバイヤー招へい業務

企画提案審査要領

令和8年4月

岩手県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度アジアバイヤー招へい業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目、審査観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
1 全体		【15】
企画提案の内容全体に関して	ア 事業の趣旨を理解した内容となっているか。 イ 実施スケジュールが無理のないものであるか。 ウ 予算の範囲内で、効率的、効果的な内容となっているか。	15
2 必須事項に関する企画		【50】
(1) 東南アジアバイヤーの選定の妥当性	ア バイヤーの選定に当たり、加工食品又は工芸品の分野で商談の成約が高く見込まれ、東南アジアにおける販路開拓・拡大につながるバイヤーを選定しているか。 イ バイヤーの人数（2名以上）が確保されているか。また、そのうち1名はタイのバイヤーとなっているか。 ウ バイヤーの選定理由が明確で、県内事業者との商談効果が期待できるか。	15
(2) 東南アジアバイヤーの招へい業務等の妥当性	ア 行程に無理がなく、県内事業者との商談の機会（5～6件程度）を十分に確保できる日程となっているか。また、「いわて食の大商談会 2026（令和8年6月16日開催）」に参加する行程となっているか。 イ 移動、宿泊、食事、県産品サンプル購入、歓迎招宴開催、記念品購入、Wi-Fi レンタルなど、仕様書に沿った手配ができるとともに、外国人の受入れに精通し、緊密かつ迅速な連絡・調整や柔軟な判断・対応が可能な体制となっているか。 ウ 商談会後におけるバイヤーと訪問先事業者との商談・取引状況について、継続的なフォローアップを行い、商談成立状況や今後の展望及び課題等を整理のうえ、事業効果を分析して報告	15

【次ページへ続く】

	する内容が盛り込まれているか。	
(3) 中国バイヤーの招へい補助業務等の妥当性	<p>ア 行程に無理がなく、県内事業者との商談の機会（5～6件程度）を十分に確保できる日程となっているか。</p> <p>イ 移動、宿泊、食事、県産品サンプル購入、歓迎招宴開催、記念品購入、Wi-Fi レンタルなど、仕様書に沿った手配ができるとともに、外国人の受入れに精通し、緊密かつ迅速な連絡・調整や柔軟な判断・対応が可能な体制となっているか。</p>	20
3 自由提案に関する企画		【20】
事業効果を高めるための方策（自由提案）	<p>ア 仕様書にある「県内事業者の輸出に向けた準備支援（例：必要書類の整備、商談に向けた事前支援等）や、商談効果を高めるための有効な方策等」について提案されているか。</p> <p>イ 提案の内容が実現可能で、県内事業者にとって有益な内容か。</p>	20
4 業務遂行能力関係		【15】
(1) 業務遂行能力	<p>ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。</p> <p>イ 十分に実施可能な提案内容であるか。</p>	10
(2) 積算内訳	<p>ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。</p> <p>イ 提案内容と整合性はとれているか。</p>	5

3 審査方法

- (1) 審査は、発注者による委員会において、参加申込者から提出された企画提案書等の内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、2の審査項目及び配点により評価を行う。
- (2) (1)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3位まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、最高位の1者を県に報告する。
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (4) 審査委員会による審査終了後、各参加申込者に対し選定結果を通知する。
なお、審査経過に関する質問には回答しない。